

12★11

京都竹本氏救援連絡会議 結成集会

決意したことを実行したこと
心に實感が湧いていく

“滝田修と共にこの12年間考えたこと”
(紫田勝紀氏)

“バルチザン全史－バルチザンの斗いと滝田修”
(千田智之氏)

基調報告

報告・アッピール

“滝田修と共にこの12年間考えたこと”

(紫田勝紀氏)

“バルチザン全史－バルチザンの斗いと滝田修”

(千田智之氏)

連帯のアッピール

活動方針・行動提起

滝田・武装斗争派関係年譜

一九六九年

1.18 東大安田講堂攻防戦

神田カルナラタン

4.28 沖縄斗争（破防法適用）

6.15 ハセ十二派共斗結成

7.28 共産同赤軍派結成

8.3 大学臨時措置法抜打採決

9.5 全国全共斗結成大会

10.24 オハ九機動隊合爆破未遂

11.1 アメリカ文化センター爆破未遂

11.5 大菩薩峠赤軍派軍事訓練

11.16 佐藤訪米阻止斗争

1970年

3.31 ハセ十二派斗争

7.7 薩摩橋事件三周年記念－華青斗告登

12.19 北海道駿河爆破

12.26 革命左派真岡銃奪取斗争

2.17 三里塚オ一次強制代執行

4.8 反戦自衛官決起

6.15 沖縄斗争激化

6.17 明治公園、鉄ババ爆弾斗争

6.17 沖縄協定調印

一九七一年

2.17 革命左派真岡銃奪取斗争

2.22 三里塚オ一次強制代執行

4.8 反戦自衛官決起

6.15 沖縄斗争激化

6.17 明治公園、鉄ババ爆弾斗争

6.17 沖縄協定調印

8.15 朝霞陸上自衛隊駐屯地自衛官刺殺

9.16 三里塚東峰十字路戦斗

10.18 田石地下郵便局び小包爆発

11.10 沖縄セネスト

11.19 渋谷暴動・日比谷暴動

11.16 朝霞事件で菊井・島田逮捕

12.18 土田警視庁警務長室ご小包爆発

12.24 新宿連分署マリー爆弾爆発

12.29 警視庁アーローワ作戦開始

1.16 朝霞事件で菊井・島田逮捕

1.18 田石地下郵便局ご小包爆発

1.19 渋谷暴動・日比谷暴動

1.16 竹本信弘氏全国指名手配

2.2 ニクソン訪中

2.29 あさみ山荘銃撃戦

3.27 連合赤軍「同志殺し」犯覚

4.6 鶴見總持寺内骨堂爆破

5.14 火炎噴射器發効

5.15 琉球処分沖縄併合

5.30 イスラエル・リツダ空港斗争（興平・安田戦死）

6.~ 相模原米タンベトナム輸送阻止斗争

7.5 アラブアラビアミンヘン五輪村へ突入

9.5 アラブアラビアミンヘン五輪村へ突入

1.11 経営学部「分限免職处分」上申

1.16 前田総長評議会の分付議

1.17 ベトナム和平協定調印

3.1 ハーフナゲリラ、ナウジニア大使館占拠

4.27 ウォーターダーリー事件

8.15 警視庁監公舍爆破未遂

8.15 朝霞陸上自衛隊駐屯地自衛官刺殺

9.16 三里塚東峰十字路戦斗

10.18 田石地下郵便局ご小包爆発

11.10 沖縄セネスト

11.19 渋谷暴動・日比谷暴動

11.16 朝霞事件で菊井・島田逮捕

12.18 田石地下郵便局ご小包爆発

12.24 新宿連分署マリー爆弾爆発

12.29 警視庁アーローワ作戦開始

1.16 竹本信弘氏全国指名手配

2.2 ニクソン訪中

2.29 あさみ山荘銃撃戦

3.27 連合赤軍「同志殺し」犯覚

4.6 鶴見總持寺内骨堂爆破

5.14 火炎噴射器發効

5.15 琉球処分沖縄併合

5.30 イスラエル・リツダ空港斗争（興平・安田戦死）

6.~ 相模原米タンベトナム輸送阻止斗争

7.5 アラブアラビアミンヘン五輪村へ突入

9.5 アラブアラビアミンヘン五輪村へ突入

1.11 経営学部「分限免職处分」上申

1.16 前田総長評議会の分付議

1.17 ベトナム和平協定調印

3.1 ハーフナゲリラ、ナウジニア大使館占拠

4.27 ウォーターダーリー事件

オ一次竹本処分粉碎斗争

11.20 日本赤軍 日航日印便H.T.（爆破）

8.8 金大中氏 都内ホテルより拉致

9.11 テリビ軍事アーティラー

10.16 オ一次石油ニヨッフ

一九七七年

2.1 竹本処分審査評議会再開

2.23 同学会委員長不當逮捕
竹本処分粉碎=0.0名集会

4.28 竹本氏分限免職処分

5.6 三里塚若山鉄塔撤去

一九七四年

1.30 日本赤軍 ニニガボルニヨン基地攻撃

8.9 高裁判決、菊井懲役15年、新井14年
島田12年、吉田8年（確定）

一九七五年

7.15 日航機名古屋上空でH.T.

8.30 東アジア反日武装戦線 三菱重工本社爆破

9.13 日本赤軍 ハーフト使館占拠

10.14 三井物産本館爆破

11.14 狹山差別裁判 東京高裁二審無期判決

11.11 四中ロキード疑惑表面化

一九七六年

2.28 反日武装戦線 向島本ビル及び大宮工場爆破

4.30 ベトナム完全解放

5.4 脅威武装戦線向島江戸川橋鉄橋工事現場爆破

5.7 公労協 スト権奪還（九六時間スト）

6.25 釜井斗船本河沿氏沖縄で焼身死起

8.4 日本赤軍 ラマフレンプールの米大使館占拠
(板東氏ら5名解放)

9.30 天皇訪米阻止斗争

11.15 オ一回サミット会談

一九七六年

3.2 北海道府爆破

9.9 毛沢東死去

オ三次竹本処分粉碎斗争

一九八二年

8.8 竹本氏・奥沢氏逮捕
8.28 合田寅彦氏逮捕
9.6 高松修氏逮捕

12.23 竹本氏オ一回公判

一九七八年

3.26 成田空港制塔空襲・占拠斗争

4.1 米中國交回復

5.1 ナメイニ師 イラン帰國

5.17 中国軍ベトナム侵攻

6.27 オニセ石油ニヨッフ

7.33月 三度にわたる金田一有機検査続く

10.26 朴大統領暗殺

11.4 12.11米大使館占拠

12.25 ノ連アフガニ侵攻

6.20 埼玉県警「強盗致死罪」容疑を指名手配時勘定長

9.1 ポーランド「連帯」結成

一九八〇年

1.15 オ一回サミット会談

いわゆる「朝霞事件」について

(一) 時代背景

一九七一年八月二十一日 自衛隊朝霞基地で一人の自衛官が刺殺され、現場には“赤衛軍”と白く抜かれた赤ヘルメットと「戦闘宣言」が残されて、いた。ビラには「日本の米軍＝自衛隊反革命に対する『基地襲撃銃器奪取闘争』を突破口として圧倒的な非合法遊撃戦に突入した」と、「すべての労働者・農民・学生・被抑圧人民に宣言」して、この“闘い”的が自衛隊基地から銃器を奪取することにあつたことが明らかにされている。そして、“赤衛軍”と共に武装斗争に決起することが呼びかけられていた。

六〇年代後半からの階級斗争の高揚とその行説り、斗争の質的転換が迫られていたこの時代、12・8 上赤塚公番襲撃戦・銃奪取、12・17 真岡銃奪取斗争、連続資金徴発斗争、コーズマイト奪取斗争等々の前段的な斗争を経て、緊迫する沖縄斗争、三里塚決戦を迎へ、ついで大衆武装が開始されて、6・17 明治公園に於て、鉄パイプ爆弾が炸裂…、9・16 三里塚東峰十字路戦闘、十一月沖縄ゼネストへと衆的武装決起が組織され、権力中枢への攻撃戦が叫ばれはじめていた。そんな折から“赤衛軍”による反自衛隊武器奪取斗争は、起るべくして起つたという印象を多くの人達に与え、その斗争に何ら不自然さを感じることはなかった。

(二) 事件経過

いわゆる「朝霞事件」とは、一九七一年八月の「練馬米軍グランドハイツ武器奪取未遂」斗争

(八月十四日)「世田谷北沢公園襲撃未遂」斗争(八月十五日)と「朝霞基地襲撃未遂」斗争の総称で、日大哲芸研・及び元自衛官ケループを中心とする“赤衛軍”の闘いである。

が、現場に残された勇しい「戦闘宣言」とは裏腹に「日本共産党赤衛軍」という組織が誕生してから一ヶ月たらずの組織的体裁すらまともに整ってない、「朝霞基地襲撃・銃器奪取」斗争だけを目的として結成されたとしか思ひ様のない急速・軍団にすぎなかつたことが次第に明らかになってきた。自らの斗争の重みに耐えるには、余りにも脆弱な主体と思想では「権力」と立ち向かい続けることは困難で、百戦錬磨の「権力」に翻弄され、座敷に追ひ込まれたのは、想像に難くなかった。背の丈程にも積み上がるといわれている、菊井調書を「権力」との共作と批難するのではなく、菊井氏と、我々の敗北の遺産と受けとめなければならない。この敗北の結果、「朝霞基地襲撃・銃器奪取斗争」は「朝霞自衛官殺害事件」という殺人事件に転化し、責任のなすり合ひを権力の面前で演じるという破目に陥り、「真犯人」問題とからまで敵と味方の区別すらつかない最悪の状態にはまってしまっている。

赤衛軍は実を結ぶことなく幻と化し、この「事件」はその指導者・菊井良治の位置・恩怨をほるかに超えて、七〇年代治安弾圧に格好の口実となり、竹本氏や「過激派」狩りに徹底して利用されることとなつた

とりあえず、ここは「潜行－赤衛軍の幻」

(穗坂久仁雄)「『朝霞自衛官殺害』事件」

只今暴露中・中間奉告」(山口百恵男)に依る事
件の筋に触れておく。

一九七一年四月十三・四日頃 大阪於て、竹本氏と菊井氏
(京浜安保、共斗の梅本と潛
称)は朝日新聞記者を媒介
に接触

以降十回程、東京、大阪、京都、名古屋で接触し、血
盟を固める。その中で、三里塚・沖縄斗争を軍事暴
力による遊撃手戦争として主体的に担い、徹底的に斗
うこと、赤衛軍として軍隊を創設し、武器奪取と
爆弾による戦いを開始していくことを確認。

七月上旬 菊井氏、元日大生広田より、反戦自衛官との
接触を誘われる。

七月下旬～八月上旬、名古屋、大阪、東京に於て自衛
隊基地、交番等の襲撃、武装
奪取を「謀議」。(竹本氏を含む
複数者出席)

八月十二日 帝国ホテルにて最終「謀議」(菊井、新井、
島田、安藤、宗像、広田、條塚出席)

八月十四日 朝霞自衛隊基地襲撃(未遂)

八月十五日 世田谷区赤堤警視庁北沢警察署七
軒町派出所襲撃(未遂)

八月三十一日 朝霞自衛隊基地襲撃 - 銃器奪
取斗争(未遂 一場自衛官刺殺)

十月五日 週刊フライバー「赤衛軍幹部(菊井)
単独会見」(10・9)

十一月十六日 菊井良治、少年逮捕

以上が「日本共産党赤衛軍」のおいたらと斗争の
概略である。“赤衛軍”の斗争は、その組織実態
即ち位置付け、計画の拙劣さにも拘らず、沖縄
一三里塚決戦に立ち向かんとする全共斗系活

動象の気分をそれなりに反映したものであった。
“赤衛軍”を厳然とした非合法の革命党とされ
考えなければ、全国各学園に散在した全共斗
“軍団”の一つの背びした斗争であつたと理解す
れば合点のいく問題である。「朝霞事件」をめ
ぐる種々の憶測と「斬罪」だけでは、例えそれが
事実だったとしても、コトの本質に近づくことは
出来ないだろう。“赤衛軍”の斗争は、あの時代
の我々の斗争の質、主客の攻防関係を赤裸々
に物語っており、問題は、「この事件」の結末の
つけ方のますさと、如何なる観点から総括する
のかに全ての鍵がある。

2. 「滝田」指名手面後の連圧状況

「過激派狩り」としての滝田連圧

一九七一年一月九日に滝田は「竹本信三氏が全国に指名手配されたとき、公安省局は、単にひとりの竹本氏を追いかめただけではなかった。前年暮の「ツリー爆弾」の一件機会もせんセーリングナルサムナシケタモトコイリ状況の中、「爆弾犯人」あなたが隠れに「おそれから」のビラと、アパート、バー、ラーメン店が各都市を連圧し始めた。二月には「この頃にビンとちだら一〇番！」の木板や矢張り連合赤軍メンバーを中心とする「過激派」の顔を全国津々浦々に晒す。尚もしくてかが、「強盗予備」容疑にすがない竹本氏が、その仲間に加えられることになる。連合赤軍の銃撃戦と、「さやる」「ハチ殺人」事件、さらには五月の「アビゲイルの日本赤軍メンバーの事件」等、六〇年代末型から七十年代前半へと移行した諸事件とともに世界を「過激派狩り」の渦巻きに引き込むこととなる（木戸洋介の友人や隣人とて）人目や、キャンプーンは、「過激派の人探し」といふ通常形がつまらぬ事態に陥った。「うつむき風のながら」、「本部を追う埼玉県警」は、既成の法秩序にもとくぐる暴言の常道を全く踏みこねずの手口の連圧を、つまづかず行ってはこじら。竹本氏の全逃走期間を通して二〇〇カ所を超えて考案する、余裕搜査や、それ以上の幾えある「事件取扱」や「事件」、「どうしてかの少しも竹本氏とつなかりを持たないところある（木戸洋介の友人や隣人とて）人目や、それらの人間とすこしてもかからず、身を隠す人間の日常生活に入り、商店や勤務と対衝突、隣り近所にいやがらせをして歩き、ヒリヒリへたるのやがれがない状況をあらわす者には、過激派の同類」として、うがおどりながら「過激派のもの」として、御用意の精神的・物理的下駄などがある。

「アビゲイルの日本赤軍事件」、「東京ベイ滝田事件」、「渋谷川原爆事件」（東京都渋谷区瀬田町）、「正典社事件」は、「木戸洋介新左翼に顔が見えから」といづれの理由で某氏の心を完全捜索し、それが「なぜか」よりも明らかにからだが、其余教活動者の教団幹部や実業家らもまた、専門捜査協力をおこなひ、実業者らは「いつまでも彼氏の子供が通う小学校に向かって教師のスパイを務め続け——」などと実例を報告している。（その利用も、右の報告のなかからそのものが、いかにも「かわいい」と思はせる）

さうした、「埼玉県警の捜査方針（しかも、ふくらむ）」で「そのだろ」。

柴田勝紀氏の場合が典型的な例である。柴田氏は現在個人の商店をやっている。そこにしつこく電話がかかってくる。その一部分を紹介しよう。

「もしもし、柴田さんですか。私は埼玉県警の高橋です」「一体何の用ですか？」

「おさけるんじゃない！ 真は『会いたかったら直接来る』といつておるそうだな。大きなことをいうんじゃないよ」

「なんの話をしておるんだよ」

「いまにみていろ、必ずやってやるからな」（ガチャン）

「もしもし柴田さん。勝手に切つて申し訳ない。一度消和に出できせんか」

「関係ない。切るぞ」（ガチャン）

「もしもし、勝手に切るんじゃないよ」

「いい加減にしろ。話があるのなら、しがるべき手続きを経て来たらどうです」

「元活動家だったら正々堂々と出頭したらどうだ。オレの所に来て、なんて大きなことをいうんじゃないよ。竹本を長びかせておる責任は君にあるんだよ」

「客がきたから切ります」（ガチャン）

「客は帰ったかね。これはテープにとつてあるんだよ」

「こちらもテープにとつてあります。さつき、いまにみていろ必ずやってやるからな」といいましたね。脅迫ですね」

「客は帰ったかね。これはテープにとつてあるんだよ」

「こちらも蛇にもなる。埼玉をなめちゃいけません。毎日連絡しますから」

「勝手になさい」（ガチャーン）

○それでもとにかく反撃か……

こうした連圧は、全國にわたる地元警察の末端組織も使って、十一年間、「アビゲイル」某公私屋の場所は、出張のたびに、その数日前になると、いつも宿泊する親類の家に地元警察が駆け入り、「誰かを」おこかう、すぐ連絡をとお請するのが慣例となる。（つまり、職場での出張者が、出張前に警察にようこそ挨拶されて、としがちされることが、このように例は枚挙にいとまがない）。一九七一年四月に、全國的規模の「反撃」第一歩とされ、「国際行動」現れて「自由の令」の結成は、反連圧の「義勇義兵」による大いに奮闘せいやがらるを捜索しながら、JR連圧でござるが、連圧に抗する連立連隊が、やがて連立連隊を出し、それに對抗する連立連隊が、やがて連立連隊を出し、かしお効な連立連隊が形成できず、反連立連隊は個人の頭をレベルを超えることなく連立連隊が、十年余に及ぶ竹本氏の「逃走」そのものと連携がわかるソロ横の頭のみにこなす、いわば朋らにいたるところとしても、日常生活の中で種々の干渉や連圧を繰り返すとこなすが、身の内をやがて連立連隊の「連立連隊」もしくは「人民の連」の干拓作業であるとすれば、海の「満縫」と今後は連立連隊が、身からねばならない。当時の「滝田追跡」が、海上に出現したくもあれる終戦だ、必ずしも今と変わらない。「タキタ」と、お前の中には「本もやんばかり」と云ふが、五島葛吉は、連撃後、まだ何うう。たまに、タキタは、

土地には、かくあがり草木はすこしすこして「な」かもしかゆい。
しかし、地蔵と、「うものす」地蔵おもむかすなど、刈ら
れれば刈らかうと。何倍もう強と青がで、ヰキアリナ
らぬ哉すうりである。

③. 滝田修氏の反連圧の流れを

—今後の活動に向む—

当局は竹本・滝田氏を「謀殺死」の「謀害同士犯」として起訴し、初公判は来る十一月二十三日、浦和地裁で開かれ、次々、一月に一度、二月に二度、三月には五度の公判が予定される。三月に集中して行なわれる。其犯とされた菊井良治（懲役十五年が服役中）に対する検察側の證人証がなされなかつてある。六〇年代前半のたゞから生み出した「滝田修氏の闘争」は、今後、法廷で新たな潮流を生むことになる。

しかし、「かづま・鷹藤事件」は「滝田修氏の闘争」は、個別「滝田修氏」あるいは「菊井良治」の評議だけではあるので解決してはいる。しかるでいるのは、企画運動の六〇年末から、連携連戦と全面的連圧の「〇〇年代」、やがては八〇年代の今日にいたる日本最先端的な諸問題が多めで、これら諸問題と、日本の市民社会に付帯する問題もまだあり、これら諸問題と、日本市民社会の連携を担つた者が、「かづま・鷹藤事件」は現在からいつまで、「かづま・鷹藤事件」である。「滝田修氏」に抗う共同の有効な反連圧がなされなかつては、せんじんとそれなりの理由があるが、しかし、公私と合意と合意の支障者である。評議がなされ、かづま・鷹藤事件のことが「かづま・鷹藤事件」の中心で、我々は、竹本氏がではない。かづま・鷹藤事件を想起したのは、「朝霞」の一件である。しかし、我々にどうぞ見てほしくないといふと、うなづける。「かづま・鷹藤事件」を寄せられた「被害者」たちをはじめとする多くの友人たとの「はなし」と、それらの人々による連圧、かづま・鷹藤事件の連圧がどう跡を残すか、救援組織は、個別ではなく、しかも個別の連圧が止まらない。我々は、これら個別のしがも其有するべきは、や試みや、自身の資本主義体験とし、我々自身のパートナーとして、我々自身の共同模索者として共進む。竹本信弘=滝田修氏の裁判闘争の支援と、「うさぎが」の「黒野」や「さくら」などによる視聴を提供することはなかまう。かづま・鷹藤事件は立つてゐるところのか、我々の基本的な考え方である。全国のさまざまな運動のなかで、あることは個人のたがひ、日本国民の「アーバン農業」のレベルに抗うて現実と立ち向かってゐる多くの友人たちから、我々の救援連絡会議は、ナレッジと体験を寄せていくばかりでなく、我々は希望する。

京都・竹本氏救援連絡会議
行動 動 案 計 (案)

一、竹本氏公判審判の支援 候補、その報告など

弁護士費用、^{3万円}書類代、^{3万円}一、差入れなどの他に、毎月資金カンパ活動の一賛美をしなう。

二、「通話」の流行

裁判経過の報告、^{3万円}書類代を「通話」に掲載し、定期的に流行、定期購読者を

三、「連続講演会」の企画

かづま・鷹藤事件の「被害者」たちの「被害者」として、作業として。

四、「連続講演会」の企画

かづま・鷹藤事件の「被害者」たちの「被害者」として、作業として。

被告人用

起

訴

状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和五七年八月三十日

浦和地方検察官 検事

昭和五七年檢第 7304 号

浦和地方裁判所 殿

本籍 京都府京都市右京区花園内烟町一〇番地の四
住居 神奈川県川崎市多摩区東三田二丁目五番一四号第三石垣荘
職業 無職

勾留中

滝田修こと 竹本信弘
昭和一五年二月二十四日生

公訴事実

被告人は、菊井良治、新井光史、島田昌紀と共に謀の上、埼玉県和光市広沢一の二〇番地所在の陸上自衛隊朝霞駐屯地内に侵入し、包丁等の凶器を用いて警衛勤務中の陸上自衛官の反抗を抑圧し、同駐屯地内の弾薬庫等から銃器、弾薬を強取しようと企て、昭和四六年八月二一日午後八時三〇分ころ、右新井及び島田において、陸上自衛官を装つて同駐屯地北側正門から同駐屯地司令近藤又一郎看守にかかる同駐屯地内に不法に侵入し、同日午後八時四五分ころ、同駐屯地七三四号隊舎東側路上において、おりから勤務の職務に従事中の同駐屯地勤務陸上自衛官陸士長一場哲雄（当時二一年）に出会うや、同人からその所持のライフル銃を強取すべく、同人に対し、右島田において、腹部を手拳で強打し、組みついて膝蹴りを加え、右島田において所持の柳刃包丁で右胸部等を數回突き刺す等の暴行を加え、右一場の前である。

記職務の執行を妨害したものの前記ライフル銃を発見することができぬまま逃走したため銃器等を強取する目的を遂げなかつたが、前記暴行により、同人をして間もなく同所付近において、右胸部刺創に基づく胸腔内出血等により死亡するに至らしめたものである。

罪名及び罰金

強盗致死、建造物侵入、公務執行妨害

刑法第二四〇条後段、第一三〇条前段、第九五
条第一項、第六〇条

右は本件の
昭和五七年八月三十日
検察官 検事
署

検察官

署

検察官
署

<12.11.集会へのメッセージ> 1982年12月7日

電

報

船内通話録

竹本さんから私に教えた言葉に次のような言葉があります。

トモニシリヤクノニボントニホジシカヨケツヘシ。

アヒルタガタサンガシバヒミナサンモガシバツクタサベ。

チヨメガシマヨウオオモリカツヒサ

アヒルタガタサンガシバヒミナサンモガシバツクタサベ。

トモニシリヤクノニボントニホジシカヨケツヘシ。

アヒルタガタサンガシバヒミナサンモガシバツクタサベ。

チヨメガシマヨウオオモリカツヒサ

アヒルタガタサンガシバヒミナサンモガシバツクタサベ。

トモニシリヤクノニボントニホジシカヨケツヘシ。

アヒルタガタサンガシバヒミナサンモガシバツクタサベ。

チヨメガシマヨウオオモリカツヒサ

アヒルタガタサンガシバヒミナサンモガシバツクタサベ。

トモニシリヤクノニボントニホジシカヨケツヘシ。

アヒルタガタサンガシバヒミナサンモガシバツクタサベ。

チヨメガシマヨウオオモリカツヒサ

日本電信電話公社

竹本さんから教えた言葉に次のような言葉があります。

「人類のために生まれたは、また、その人類の中に入りてその人

類とつななり。魚をあざるものを食ふ。まづ魚のまへに入り

て、魚の生活のありさまを知りてこゝ上に魚を帰る。

人のためをなすことは、人のためのために入りて、その人類生

きのありさまを直接に学んで、また同時にそのまへと辛酸

を共にして即ちそのまへの人間に化してそのまへに化し。

(中略)

名王が人類のお山に入りてこの人類中の宝物を得たので

持ち帰ったのではない。こゝに車したのである。---

また、いき魚を取る人に當たり取山とは魚理たるに、いつ

人や人類が、人類以外に立ちて人のためにすばは木におり

魚の類よりも悪く。」

これは竹本さんの言葉ではなく、谷中人民の中に入り足尾金毒と

此のあたり田中正造の言葉です。竹本さんは、この言葉を私に紹

介する際に、車といふ言葉に二重線で引いて伝

えて下さいました。この言葉を言葉として教えて下さったからで

私は、竹本さんのお便りを読みし、竹本さんはまさに人間に

お問い合わせの言葉であり、竹本さんのお便りによくて竹本さんの人柄

をよく表しています。竹本さんはお便りひとつひとつ、心で

これまで相手に対するおふくろばかりの愛情をこめて書いておら

れます。私は竹本さんのお便りに接して、権力がなせません

竹本さんには、まだ一度もお会いしたことなく、まだ

ほんのわずかのお便りを交換したにすぎないのですから、竹本さんは

かなりの言葉であり、竹本さんはお便りによくて竹本さんの人柄

をよく表しています。竹本さんはお便りひとつひとつ、心で

これまで相手に対するおふくろばかりの愛情をこめて書いておら

れます。私は竹本さんのお便りに接して、権力がなせません

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一

二

三

四

五

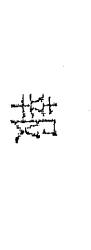
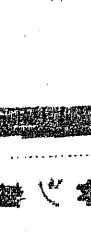
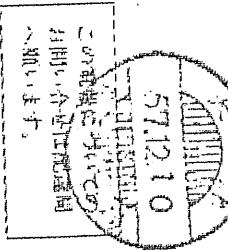
六

七

八

九

十



〈12/11集会へのアピール〉

アレカラ旅立ち(ハートエ)

星川英正

12月11日

12/11集会へのアピールを書類で4月2日付

宛地(本調)と前(2月7)、1/6(月)午後、病院
にて、アーリモード病院(2月11日)での事か
音を送る事からてえぞう(アドバイス)、
お詫びありませ。

12/11集会のアピールを成る御意念(2
月10日)を承ります。

日本をいつは俺たちを
やさしく育んでお保育器だせ
日本をいつは俺たちを
早く開じ込めてお保育器だせ
日本をいつはお保育器なくてなくたって
俺たちは立派に生きていけよんだせ
日本をいふお保育器のオソのほかで
飼い殺しにされるなんて二めん丸だせ
たらたらおおおおおおおおおおおおおおおおお
されいさつぱりおおおおおおおおおおおおおお
日本をいふけどそればしかつとく
俺たちのこのからだにまでも

ケンのよりにこつてひびりついてるよんだせ
たらせらをいつも洗い流しちゃえよ
オトシマエの熱い熱い熱いシャワーで
全身くまなく洗い流しちゃえよ
キツとぎりぎりすきことまちかいねしたせ
オトシマエの冷たい冷水だせ
されいさつぱり洗い清めちまえよ
さといのちすけがえることまちがいねんだせ

1982.12.7
大通寺 普門寺
御文宣

1982年12月4日

12/11集会アピール

(東拘) 片岡利明

みなさん二んにちは。12月23日にはかかるという滝田公介さんの第1回公判を。獄中のぼくたちも注目しています。滝田さんは10年以上の「地下生活」を演じてきました。その粘りづよさを獄中の間いで大いに發揮してくれることでしょう。

「赤狩軍」事件については、ぼく自身研究不足ではっきりした意見をのべられないのですが。やはり、菊井良治という特異な人物の役割をどのようにとらえ、その虚構を粉碎していくのが、ということが最大の課題となるのではないでしょうか。ぼくは、彼が未決時代(1975年)に、東拘や地裁地下で何回か彼に出会っています。ぼくの方は彼を知らなかったのですが、彼の方はぼくを訪問などごよく知っていたらしく、非常に親しげに話しかけてきたり、握手を求めてきました。75年当時は、まだ彼は权力に完全には入りこまれていなかったのでしょうか。

まもなく出でてある土日公判の判決で、菊井証言に対する裁判所の評価は判決であります。これまでの流れで見るかぎり否定的な評価が下された可能性が大きいようです。しかし、たとえそうたとしても、滝田公判でも菊井証言が否定された保証はありません。反体制的・反权力的「事件」の裁判において、裁判官が検察官と全く変わらぬ政治的判断で判決を決めていくことは、ぼくたち東拘への裁判でも明白になっています。検察官が起訴した以上、裁判所は、絶対無実の証拠でもないかぎり、有罪判決を積極的に出そうとしています。滝田さんは、その覚悟で裁判に臨まないと云々といつています。この案件は、通常の人間よりも数段高度の「無実の証明」が要求されるだろと思います。

滝田さんにとって、長い苦しい長いが続くと思います。滝田さんと狴外のみなさんが、心をひとつにして、苦いと喜びを分ちあいつつ、この長い間、力を合わせ、勝利を獲得されます。ぼくはこれから金陵してます。